

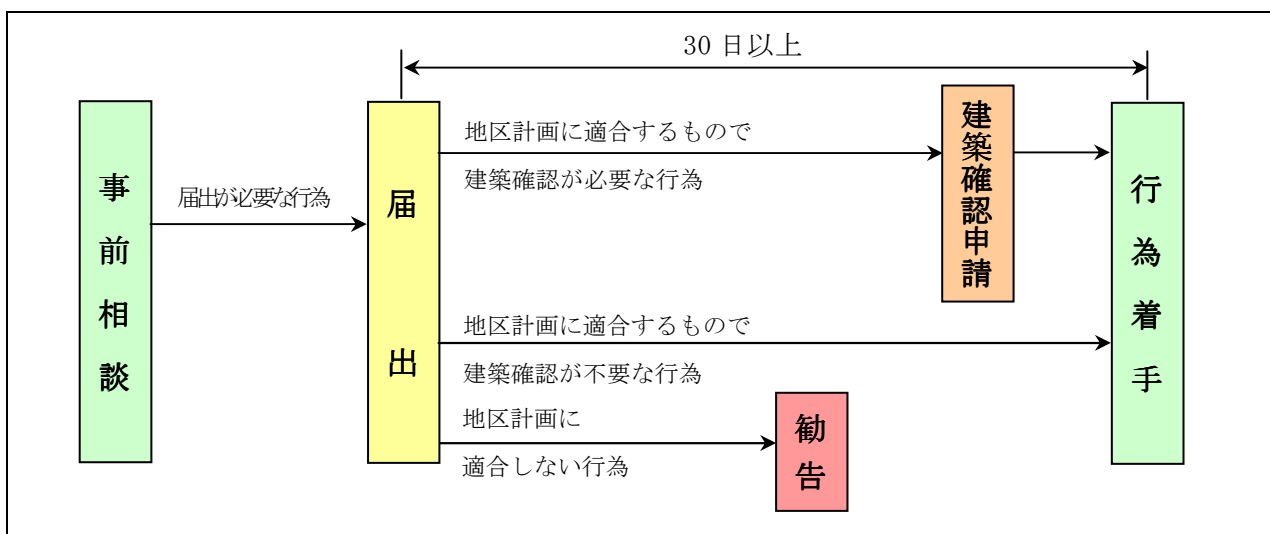
届出について

1 届出が必要な行為

地区内で以下の行為を行う場合には、行為着手予定日の30日前までに届出が必要です。

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築
- ③ 工作物の建設（かき・さく・塀等）
- ④ 建築物の用途の変更
- ⑤ 建築物の形態又は意匠の変更
- ⑥ 屋外広告物の設置・変更

2 届出から行為着手まで



※ 当該行為に着手する前に、他の法令に基づく許認可等が必要な場合があります。

3 届出に必要な添付図書

届出は、届出書と下記の図書を各2部ずつ提出してください。

行為の種類	図書の種類・表示すべき内容	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	土地の区域並びに周辺の公共施設を表示する図面	1/1,000以上	図面は建築確認申請に使用するもので結構です。
	設計図	1/100以上	
建築物の建築 工作物の建設 (かき・さく・塀等) 建築物の用途の変更	敷地内における建築物・工作物の位置を表示する図面	1/100以上	
	建築物又は工作物の立面図(2面以上)	1/50以上	
	建築物の各階平面図	1/50以上	
建築物の形態・ 意匠の変更	外壁・屋根等の色見本(その材質の種類・型番が分かる場合は記載)		
	敷地内における建築物・工作物の位置を表示する図面	1/100以上	
	立面図(2面以上)	1/50以上	
屋外広告物の設置・変更	外壁・屋根等の色見本(その材質の種類・型番が分かる場合は記載)		
	広告物の設置場所を表示する図面	1/1,000以上	図面は許可申請に使用するもので結構です。
	設計図	表示に適切な縮尺	
広告物の色彩、意匠。表示面積を明らかにした模式図	表示に適切な縮尺		

※ 必要に応じて上記以外の参考資料の提出を求めることがあります。

問い合わせ先：ひたちなか市 都市計画課 TEL. 029-273-0111 内線 1361・1362